

島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱</p> <p>第1条～第9条 〔略〕</p> <p>第10条 指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、知事は指定講習会の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 指定講習会を実施する者が、<u>前条</u>の指示を受けてこれに従わなかったとき。</p> <p>第11条～第13条 〔略〕</p> <p>附則 〔略〕</p> <p><u>附則</u> この要綱は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p>	<p>島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱</p> <p>第1条～第13条 〔略〕</p> <p>第10条 指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、知事は指定講習会の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 指定講習会を実施する者が、<u>第9条</u>の指示を受けてこれに従わなかったとき。</p> <p>第11条～第13条 〔略〕</p> <p>附則 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱 新旧対照表

改正後

改正前

(別紙1)
福祉用具専門相談員講習課程

(別紙1)
福祉用具専門相談員講習課程

区分	科目	内容	時間数
講義	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	・福祉用具の役割	1
		・福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
	介護保険制度等に関する基礎知識	・介護保険制度等の考え方と仕組み	2
		・介護サービスにおける視点	2
	高齢者と介護・医療に関する基礎知識	・からだところの理解	6.5
		・リハビリテーション	2
		・高齢者の日常生活の理解	2
講義・演習		・介護技術	4
		・住環境と住宅改修	2
	個別の福祉用具に関する知識・技術	・福祉用具の特徴	8
		・福祉用具の活用 ・福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	8 1.5
講義	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	・福祉用具の供給とサービスの仕組み	3
講義・演習		・福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	10
	[削る]	[削る]	[削る]

※上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。

区分	科目	内容	時間数
講義	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	・福祉用具の役割	1
		・福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
	介護保険制度等に関する基礎知識	・介護保険制度等の考え方と仕組み	2
		・介護サービスにおける視点	2
		・からだところの理解	6
		・リハビリテーション	2
		・高齢者の日常生活の理解	2
・介護技術		4	
演習	個別の福祉用具に関する知識・技術	・住環境と住宅改修	2
		・福祉用具の特徴	8
講義	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	・福祉用具の活用	8
		[新設]	[新設]
演習	福祉用具の利用の支援に関する総合演習	・福祉用具の供給 _____ の仕組み	2
		・福祉用具貸与計画等の意義と活用 _____	5
		・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5

※上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。

島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
別紙 2 講師要件表		別紙 2 講師要件表	
科目	講師の要件	科目	講師の要件
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
・福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・福祉用具専門相談員の役割と職業倫理		・福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
介護保険制度等に関する基礎知識		介護保険制度等に関する基礎知識	
・介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・介護サービスにおける視点		・介護サービスにおける視点	
高齢者と介護・医療に関する基礎知識		高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
・からだところの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・からだところの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・リハビリテーション	①医師 ② 看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教員 ⑥前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・リハビリテーション	①医師 _____ ② 理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・介護技術		・介護技術	

島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
・住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
個別の福祉用具に関する知識・技術		個別の福祉用具に関する知識・技術	
・福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者	・福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者
・福祉用具の活用	⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・福祉用具の活用	⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談専門員 ⑥大学院等教員 ⑦前職以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	[新設]	[新設]
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
・福祉用具の供給とサービスの仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者	・福祉用具の供給 _____ の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者
・福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	・福祉用具貸与計画等の意義と活用 _____	⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
[削る]		福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
[削る]	[削る]	・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
※講師（医師を除く。）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。		※講師（医師を除く。）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。	

島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
別紙3（修了証）〔略〕	別紙3（修了証）〔略〕
第1号様式～第5号様式〔略〕	第1号様式～第5号様式〔略〕
時間割表〔略〕	時間割表〔略〕